入　札　説　明　書

（最低価格落札方式）

契約番号：特機契第１０４２号
契約件名：補機制御表示装置１式ほか３点買入

項目及び構成

入　札　説　明　書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（平成２７年６月９日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁次長　佐藤　善信

２．調達内容

（１）　契約件名

補機制御表示装置１式ほか３点買入

（２）　契約内容

仕様書のとおり

（３）　納入期限

平成２７年１１月２０日

（４）　納入場所

測量船昭洋修繕請負造船所ほか２箇所

（５）　仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒１００－８９７６　東京都千代田区霞ヶ関２－１－３

海上保安庁装備技術部船舶課　早川

℡０３－３５９１－６３６１　内線４４１３

（６）　入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子入札システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

①　入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければらない。

③　入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

（７）　入札保証金及び契約保証金　　免　除

３．競争参加資格

（１）次の者は、競争に参加する資格を有さない。

①　予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ア）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（２）平成２５・２６・２７年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「物品の販売」のＡ又はＢ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）

なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記５（２）へ問い合わせること。

４．入札参加申込手続き

（１）　申込方法

入札参加希望者は、３（２）の資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書（写））及び、確認書（電子入札用）又は紙入札方式参加願（紙入札用）を下記５（２）の問い合わせ先に、仕様確認申請書を上記２（５）の問い合わせ先に、持参又は郵送にて証明書等の提出期限までに提出する（郵送の場合は、配達証明が確認出

来るもの）こと。

また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は年間委任状を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。)。

年間委任状について

ａ　入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

ｂ　電子入札においては、復代理は認めない。

ｃ　委任期間は当該年度内を限度とする。

ｄ　代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

ｅ　原則として個別案件における委任は認めない。

（２）　電子入札システムによる証明書等の送信方法

電子入札システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

（３）　ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）

（４）　ファイル容量が大きく電子入札システムにより証明書等を送信できない場合

証明書等のファイル容量が１MBを超える場合には、電子入札システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、１つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子入札システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接５(2)の契約係担当者に手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に５（２）にその旨

を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子入札システムにより通知又は確認通知書を送付する。

（５）証明書等の提出期限　平成２７年7月１３日　１７時００分

（６）証明書等審査結果の通知

４（１）により提出された証明書等の審査結果を、7月２２日までに電子入札システム又は文書等により通知する。

※電子入札システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を５（２）へ提出すること。なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/nyusatsu/yousiki.html

５．入札書及び関係書類の提出場所等

（１）　入札書は電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム　https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

問い合わせ先は、下記(2)に同じ

（２）　入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関２－１－３

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係　長谷部　敬

℡０３－３５９１－６３６１　内線２８３０

（３）入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

平成２７年　６月　９日から平成２７年　７月１３日まで

（４）　入札書の提出期限

平成２７年　８月　３日　１７時００分

（５）　入札書の提出方法

①　電子入札システムによる場合

（ア）　入札書の様式は、電子入札システムによるものとする。

（イ）　入札書等の記載事項

a　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c　入札書等は、電子入札システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

（ウ）入札書等の提出

ａ　入札書等は、電子入札システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

ｂ　電子入札に利用することができるＩＣカードは、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任により委任をうけた者のＩＣカードに限る。

② 紙による入札の場合

（ア）入札書の様式は、別紙－1によるものとする。

（イ）入札書等の記載事項

ａ　契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

ｂ　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

ｃ　入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

ｄ　入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。

ｅ　受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社　代表取締役（社長）　○○　○○　代理

東京都千代田区霞ヶ関２－１－３

海保株式会社　東京支店（又は○○部）

支店長（又は○○部長）○○　○○　印

（ウ）入札書等の提出

ａ　入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

ｂ　電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ｃ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

（エ）郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等おいて当該信書物（同法第２条第３項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ封印し、かつ、その封皮に「法人名等及び契約

件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

（６）入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。

（ア）委任状が提出されていない代理人のした入札

（イ）所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

（ウ）記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

（エ）金額を訂正した入札

（オ）誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

（カ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

（キ）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

（ク）競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

（ケ）仕様確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

（コ）競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。

② 電子入札参加者は、ＩＣカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

（７）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（８）開札の日時及び場所

日　時；平成２７年　８月　４日　１０時３０分

場　所；海上保安庁入札室

（９）開札

① 電子入札システムによる場合

（ア）開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（イ）開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

（ア）開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

（イ）開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。（この間、開札場への入退室はできない。）

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

６．その他

（１）契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

（２）入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（３）落札者の決定方法　　最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書３の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② 落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落

札者とされなかった入札者に電子入札システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

（４）契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（５）電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）。

（６）発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子入札施設管理センター（e-BISCセンター）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話

等で対応する）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する）。

（７）支払条件は履行完了後、一括払とする。

（８）上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/nyusatsu/kokoroe.html

（９）入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（１０）その他の条件

別紙−1

入　札　書

一金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円也

但し

入札説明書を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　　　　所

商号又は名称

海上保安庁次長　殿　　　　　　代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　印

（注）1.用紙の寸法は、日本工業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

様式－１

紙入札方式参加願

１．発注件名

上記の案件は、電子入札システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

平成　　年　　月　　日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

住　　所
入札者　　企業名称
氏　　名　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
海上保安庁次長　殿

※入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

様式－2

○宛　　　　　先：　海上保安庁　総務部政務課　予算執行管理室　第二契約係

確　　認　　書

件名：	（電子入札対象案件）

本案件については、「**電子入札方式**」により参加します。

平成　　年　　月　　日

会 社 名 等
部　署　名
確　認　者　　　　　　　　　印

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する**ICカード券面の番号**を記入してください。
【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー（SN）」、「ID」などの項目に続く
１０数桁の数字・英字（例：14桁、16桁）

【取得者名】

（左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。）

＊今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

＊上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「**紙入札方式参加願**」を提出してください。

様式－３

ＩＣカード変更承諾申請書

１．発注件名

２．変更後ＩＣカードシリアル番号

３．変更理由

　上記案件について、電子入札システムにより入札に参加することとしていますが、使用しているＩＣカードについて上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、ＩＣカードの変更を承諾されたく申請します。

平成　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
　　海上保安庁次長　　　殿

上記について承諾します。
平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

支出負担行為担当官
　　海上保安庁次長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のＩＣカードに変更しようとするときは、発注者にＩＣカード変更承諾申請書（様式３）を提出するものとする。この場合において、ＩＣカード変更承諾申請書には、変更後のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者（海上保安庁）は、変更後のＩＣカードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式－4

年 間 委 任 状

受任者
　住　所
　氏　名
　使用印　　　　　　印

私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

委任期間　　平成　　年　　月　　日から

　　　　　　平成　　年　　月　　日まで

委任事項

平成　　年　　月　　日

委任者　　住　　　　所
　　　　　商号又は名称
　　　　　代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
　　海上保安庁次長　　殿

別紙－２

仕様確認申請書

平成　　年　　月　　日

海上保安庁装備技術部船舶課長経由
　支出負担行為担当官　海上保安庁次長　殿

（競争参加者の）
住　　　所
代 表 者 名　　　　　　　　　　　　　　印

貴庁が公示した入札公告（件名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

別　紙１－２

	品　　目	規　　格　　等	数　量	備　　　考

平成２７年度

　特機契第1042号

物 品 売 買 契 約 書

物 品 売 買 契 約 書

１． 契　約　物　品　　　補機制御表示装置１式ほか３点買入

２． 契　約　金　額　　　金　　　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　金　　　　　　　　　　　　　円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条の規定並びに地方税法第７２条の７７及び第７２条の８３の規定により算出したもので、請負金額に８／１０８を乗じて得た額である。

ただし、（　）の部分は、契約者が、課税業者である場合にのみ使用する。

内　　　　　訳

品名又は名称	規格・品質	単位	数量	単　価	合　　価	摘　　　要
別紙内訳書のとおり						

３．納 入 期 限　　平成２７年１１月２０日

４．納 入 場 所　　測量船昭洋修繕請負造船所ほか２箇所

５．契約保証金　　免除

上記物品の売買について、注文者　支出負担行為担当官　海上保安庁次長　佐藤　善信　を甲とし、受注者　　　　　　　　　　を乙として、次の条項により契約を締結する。

（総　　則）

第１条　乙は、別紙仕様書、図面又は備付見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品（以下「物品」という。）を納入期限までに、納入場所に納入するものとし、甲は、これに対し、乙に代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈）

第２条　物品に関する仕様書等について疑義を生じたときは、すべて甲の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、甲の書面による承認を得た場合を除くほか、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

（１）　この契約の全部又は大部分の履行を第三者に委任すること。

（２）　この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させること。

（設備等の調査）

第４条　甲は、必要と認めるときは、職員を派遣し、乙の設備、物品の製造過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、乙は、甲又は当該職員の指示に従わなければならない。

（代理人等の変更）

第５条　甲は、乙の代理人、使用人又は労務者のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対し、その事由を明示してその変更を求めることができる。

（物価変動等による契約金額の変更）

第６条　物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、甲乙協議して、契約金額を変更することができるものとする。

（納入期限の変更等）

第７条　甲は、その都合により納入期限又は納入場所を変更することができるものとする。

２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

（納入の通知及び検査）

第８条　乙は、物品を納入するときは、納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。ただし、物品の納入場所が海上保安庁の所在地以外の場所（以下「隔地」という。）である場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書の場合においては、納入のため物品を隔地の納入場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を納入場所の甲があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

第９条　甲は、前条第１項の納入の通知を受けたときは、納入場所において検査を行うものとする。

２　乙は、納入場所が隔地である場合は、原料又は材料の配合、物品の性能等について検査を必要とする場合その他特別の事情がある場合には、甲があらかじめ指示するところに従い、物品の納入又は発送前その他適当な時期に検査申請書をもって必要な検査を甲に請求するものとし、甲は、物品の所在地その他適当な場所で検査を行うものとする。

３　甲は、前項の検査をした物品については、第１項の検査の一部を省略することがあるものとする。

４　甲は、第１項及び第２項の検査については、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、納入の通知又は検査の請求を受理した日（これらの日以降において乙が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から１０日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他甲の適当と認める方法によりこれを行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

５　甲は、検査職員を命じたときは、その官職、氏名及び検査時期を乙に通知するものとする。

６　乙は、第２項の検査に立ち会うものとする。この場合において、乙が立ち会わないときは、甲は、単独で検査を行い、その結果を乙に通知するものとし、乙は、これに対して不服を述べることができない。

７　乙は、隔地の納入場所に物品が到着したときは、物品の数量及び運送によって生じた事故の有無について、納入場所における当該責任者の証明を受け、これを甲に提出するものとする。この場合において、甲は、乙が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとし、又この提出した証明を確認することによって第１項の検査に代えるものとする。

８　物品の検査場所への運搬その他検査に要する費用及び検査のため通常生ずる変質、変形、消耗、破損等による損失は、乙の負担とする。

（引渡物品の引渡）
第９条の２　削除

（所有権の移転）
第１０条　物品の所有権は、次項の場合を除き、納入場所において、甲が物品を合格品と認め数量の確認を終ったとき、乙から甲に移るものとする。
２　隔地を納入場所とした物品の所有権は、納入場所において、前条第７項の責任者が同項の証明のための調査を終り、異状のないことを確認したときから、合格物品についてのみ乙から甲に移るものとする。
３　物品の性質上必要な容器、包装等は、甲の所得とする。

（値引受領）
第１１条　甲は、物品に多少不備な点があっても、契約した目的を達するうえに支障がないと認めるときは、契約金額を相当額値引きして、これを受領することがあるものとする。

（代品納入）
第１２条　乙は、第９条の規定による検査に合格しない物品があるときは、直ちに、その代品を納入するものとする。
２　この契約の条項は、前項の代品の納入について準用する。

（不合格品等の措置）
第１３条　乙は、甲から物品の不合格又は過納の通知を受けたときは、遅滞なく不合格又は過納の物品を引き取るものとする。
２　甲は、前項の場合において、相当期間内に乙が不合格又は過納の物品を引き取らないときは、乙の負担において、当該物品を他の場所に移し、又は第三者に保管を委託することができる。

（代金の支払）

第１４条　甲は、乙が物品の完納後提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に、海上保安庁において、その代金を乙に支払うものとする。

２　甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第１５条　甲は、約定期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、遅延利息を支払わなければならない。

２　遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年２．９パーセントとする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

３　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前３項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

（納入期限の延伸）

第１６条　乙は、納入期限までに物品を納入することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び納入可納期日を明示して、甲に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

２　甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第１７条　前条第２項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から物品納入の日までの日数に応じ、当該納入物品の契約金額の年３６．５パーセントに相当する金額とする。ただし、その総額が契約金額の１０／１００を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

２　前項の遅滞日数の計算については、甲が第８条第１項の納入の通知又は第９条第２項の検査の請求を受理した日（これらの日以後において乙が検査をなすべき日を指定したときはその日）の翌日から検査終了の日（不合格品については、不合格通知の日）までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

（かし担保責任）

第１８条　物品の所有権が移転する以前に生じた物品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

第１９条　乙は、物品の所有権移転後１年（物品が甲の購入する船舶に装備されるべきものである場合は、物品の引渡しの日から物品を装備した船舶を甲が引渡しを受けた後１年を経過する日まで間）以内に、その物品に隠れたかし又は仕様書等に適合しないものがあることが発見されたときは、甲（船舶の配属先の管区本部長を含む。）の請求により、同種の良品と引き換え、若しくは修理（物品の引取り、引渡期間を含め３０日以内に修理完了するものに限る。）をし、又は甲の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

２　前項の期間は、かしが行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、物品を装備した船舶を甲が引渡しを受けた後１年以上１年半を経過する日までの範囲内において最初の検査終了の時までとする。

（契約の解除）

第２０条　下記各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙から解約の申出があったとき。

二　乙が納入期限までに物品を納入しないとき又は納入期限までに物品を納入する見込みがないことが明らかなとき。

三　物品が不合格となったとき。（納入期限前に物品が不合格となり納入期限内に合格品の納入の見込みがない場合を含む。）

四　この契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき又はこれらの者が甲の行う調査若しくは検査を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。

五　乙が第３条の規定に違反したとき。

六　前各号のほか乙が契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。

七　乙が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

六　下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七　乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3　第１項第１号から第６号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第１項第１号から第３号までの場合において、乙の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第２１条　甲は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じ解約後３０日以内に請求があるときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

２　前項の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

（相殺等）

第２２条　この契約により甲が乙から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対し有するときは、これを相殺するものとする。

２　前項の規定により相殺を行っても、なお甲において収得金がある場合又は甲が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、乙が甲の指定する相当の限期までにこれらの金額を支払わないときは、乙は、甲に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、遅滞金又は違約金が１，０００円未満の場合は、この限りでない。

３　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第２項中「年２．９パーセント」とあるのは「年５パーセント」と、同項ただし書中「乙」とあるのは、「甲」と、第３項中「１００円」とあるのは「１円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第２３条　乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第1項第1号若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2　乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第２４条　この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

平成２７年　　月　　日

住　所　　東京都千代田区霞が関２－１－３
甲　　　　　支出負担行為担当官
氏　名　　海上保安庁次長　佐藤　善信

住　所
乙
氏　名

仕様書

１　総則

　本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という）が調達する補機制御表示装置について適用する。

２　件名

　補機制御表示装置１式ほか３点買入

３　品目及び数量

　別紙「納入場所及び数量」のとおり

４　仕様

　別添「補機制御表示装置買入仕様書（測量船昭洋)」のとおり

５　検査

　納入に当たっては、当庁検査職員の検査を受けること

６　納入場所

　測量船昭洋修繕請負造船所ほか２箇所

７　納入期限

　平成２７年１１月２０日

８　その他

　本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当庁担当職員と協議しその指示に従うこと

保装船第 145 号

平成 27 年 5 月 21 日

補機制御表示装置買入仕様書

（測量船「昭洋」）

海上保安庁　装備技術部

（表紙共 18 枚）

来　歴

年　月	事　項
平成27年5月	測量船「昭洋」換装用として作成した。

目　次

第１章　総則

１　目的

この仕様書（以下、「本書」という。）は、測量船「昭洋」（以下、「本船」という。）向けに納入する補機制御表示装置（以下、「本装置」という。）について規定する。

２　一般原則

（１）本装置納入業者は、本装置の使用目的及び使用形態を考慮し、本書に適合した装置を納入すること。

（２）詳細設計段階において、合理性、機能性等を検討した結果、ぎ装品の個数や配置変更等の調整が必要な場合は、次によるものとすること。

ア　本書で指定するぎ装品等の個数については､海上保安庁装備技術部船舶課長(以下、「船舶課長」という。）の承認を受け、指定する個数を上回って差支えない。

イ　ぎ装品などについては、原則として本書で指定した使用・配置によるが、船舶課長の承認を受け、使用場所の周囲環境、使用目的等に応じ同等品を使用し、又は配置を変更して差支えない。

３　用途

本装置は、現に本船に搭載されている補機制御表示装置の換装用として搭載し、船内各所に装備されている補機器の効率的な制御、遠隔操作、計測及び警報の発報等を行なうための情報の集約と表示を行なうものである。

４　適用規則

本装置は、船舶安全法等関係法令の定めるところに従って設計、製造され、所要の検査を受けて、これに合格したものであること。

５　準拠法規、基準等

（１）本装置は、本書で定める部品を除いて、本装置納入業者標準とするが、極力以下の規定に適合するか、海上保安庁装備技術部長がこれらと同等と認めた基準により構成されたものであること。

ア　日本工業規格（JIS）

イ　日本電気工業規格（JEM）

ウ　日本電線工業会規格（JCS）

エ　国際電気標準会議（IEC）

オ　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

（２）本装置で使用する材料、部品及び製品のうち「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年法律第 100 号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 13 年 1 月 31 日閣議決定）において「特定調達品目」として定められているものにあたっては、当該基本方針の「判断の基準」及び「配慮事項」に適合する材料、部品及び製品であること。

６　検査

本装置納入業者は、本装置に係る海上保安庁の検査職員による立会検査を受け、これ

に合格すること。また、立会検査にあたっては、立会検査方案を提出すること。

7　提出図書

本装置納入業者は、「第６章　図書」に示す図書を提出すること。

8　技術指導

本装置納入業者は、本装置の納入時に本船修繕請負造船所に技術者を派遣し、本船修繕請負造船所職員に対し、本装置に係る技術指導及び取扱い等について十分な説明を行なうこと。

9　運搬

本装置納入業者は、本船修繕請負造船所に本装置を運搬すること。

第２章　機器構成

本装置は、本船に装備されている主配電盤や始動器等から信号を取込み、船内各所の補機器に係る遠隔発停制御や監視及び表示を行なうものであって、次の機器類により構成されていること。

1　補機制御表示盤

（１）構造

ア　鋼製のコンソールデスク型とし、前面から保守できる構造とすること。また、補機制御表示盤の前面には絶縁性手摺りを設けること。

イ　操舵室（機関管理区画）への設置を考慮し、外形寸法（手摺り等その他突起物及び取付台を除く。）は次の値以下とすること。

幅 1,000 mm × 高さ 1,100 mm × 奥行 950 mm

ウ　現に本船に搭載されている補機制御表示盤の筐体の一部又は全部を用いて新たな補機制御表示盤を構成しても差支えない。

（２）主要構成機器類

補機制御表示盤を構成する主要な構成機器は、次のとおりとすること。

構成機器類名称	数量	備考
液晶ディスプレイ	2	タッチパネル式、15 インチ以上、DC24V
液晶ディスプレイ用制御器	2	盤内内蔵
操作用キーボード	2	タッチパネルに機能を集約する場合にあっては、不要
自動式電話機	1	現装品を転用
自動式電話機用スピーカ	1	現装品を転用
TV 切替器	1	現装品を転用
非常停止用押釦スイッチ	4	
警報ブザー及びテストスイッチ	1 式	
各種表示灯、スイッチ類	1 式	

2　補機状態表示盤

（１）構造

ア　鋼製の自立床置型とし、前面から保守できる構造とすること。また、補機状態表示盤の前面には絶縁性手摺りを設けること。

イ　機関管理室への設置を考慮し、外形寸法（手摺り等その他突起物及び取付台を除く。）は次の値以下とすること。

幅 800 mm × 高さ 1,750 mm × 奥行 650 mm

ウ　現に本船に搭載されている補機状態表示盤の筐体の一部又は全部を用いて新たな補機状態表示盤を構成しても差支えない。

（２）主要構成機器類

補機状態表示盤を構成する主要な構成機器は、次のとおりとすること。

構成機器類名称	数量	備考
液晶ディスプレイ	1	タッチパネル式、15インチ以上、DC24V
液晶ディスプレイ用制御器	1	盤内内蔵
操作用キーボード	1	タッチパネルに機能を集約する場合にあっては、不要
主制御処理部	1	ホットバックアップ処理機能
入出力ユニット	1	盤内内蔵、多重伝送方式
ネットワークハブ	1	盤内内蔵
当直員選択スイッチ	1	
警報ブザー及びテストスイッチ	1式	
各種表示灯、スイッチ類	1式	

3　補機制御盤

（１）構造

ア　鋼製の自立床置型とし、前面から保守できる構造とすること。

イ　機関管理室への設置を考慮し、外形寸法（手摺り等その他突起物及び取付台を除く。）は次の値以下とすること。

幅 900 mm × 高さ 1,750 mm × 奥行 650 mm

ウ　現に本船に搭載されている補機制御盤の筐体の一部又は全部を用いて新たな補機制御盤を構成しても差支えない。

エ　補機状態表示盤と一体の構造としても差支えない。

（２）主要構成機器類

補機制御盤を構成する主要な構成機器は、次のとおりとすること。

構成機器類名称	数量	備考
電源トランス	2	盤内内蔵
ノイズフィルタ	2	盤内内蔵
電源遮断器	2	盤内内蔵
入出力ユニット	2	盤内内蔵

電源、警報表示灯	2式	
リレー、ヒューズ等	2式	盤内内蔵

4　ローカル入出力ユニット

（1）構造

ア　鋼製の壁取付型とし、前面から保守できる構造とすること。

イ　機関室等への設置（7 台）を考慮し、外形寸法（手摺り等その他突起物を除く。）は次の値以下とすること。

幅 800 mm × 高さ 900 mm × 奥行 250 mm

ウ　現に本船に搭載されているローカル入出力ユニットの筐体の一部又は全部を用いて新たな補機状態表示盤を構成しても差支えない。

（2）主要構成機器類

ローカル入出力ユニットを構成する1台あたりの主要な構成機器は、次のとおりとすること。

構成機器類名称	数量	備考
入出力ユニット	1式	盤内内蔵
ノイズフィルタ	1式	盤内内蔵
リレー、ヒューズ等	1式	盤内内蔵

5　延長警報盤

（1）構造

ア　壁取付型とし、前面から保守できる構造とすること。

イ　船内各所への設置（10 台）を考慮し、現に本船に装備されている機器類の作動等に影響を与えないよう配慮した寸法とすること。

（2）主要構成機器類

延長警報盤を構成する1台あたりの主要な構成機器は、次のとおりとすること。

構成機器類名称	数量	備考
警報ランプ	9	
警報ブザー	1	
ブザーカットスイッチ	1	
ランプテストスイッチ	1	

第3章　機能

補機制御表示盤の液晶ディスプレイ（2 台）及び補機状態表示盤の液晶ディスプレイ（1 台）において、以下の機能を有すること。

1　状態表示機能

状態表示画面の種類は、次のとおりとすること。

状態表示
補機系統別呼出表示
01 主発電機用補機
02 推進電動機兼軸系用補機
03 補助発電機用潤滑油プライミングポンプ
04 主配電盤
05 燃料油清浄機・燃料油汲上ポンプ
06 バウスラスタ
07 造水装置
08 通風機
09 雑用ポンプ
グループ別呼出表示
01 バウスラスタ
02 発電機・推進電動機
03 造水装置・補助ボイラ
04 ポンプ1
05 ポンプ2
06 空気系統・冷凍機
07 油清浄機・油水分離器
08 タンク
09 その他
10 補機運転積算
11 監視機能
12 自己点検
警報点呼出表示
01 警報発生点呼出
02 警報履歴
自動警報発生表示（オートアラーム表示）
バーグラフ表示
01 重油タンク
02 潤滑油・変節油タンク
03 清水タンク
オプション表示
01 インジケータ表示
02 燃料・清水残量及び消費量
03 順次始動補機リスト
04 一時遮断及び再始動補機リスト
ユーザ指定表示
設定変更表示
01 年月日と時刻の修正
02 警報設定値及び各種設定値の変更
03 液晶ディスプレイの自動消去時間の設定
04 初期設定値変更一覧
自己点検機能（システム表示）

（１）補機系統別呼出表示

ア　対象補機器の状態、計測値、警報発生状況及び系統図を画面に表示すること。

イ　遠隔操作は、系統別表示画面上で補機器を選択して行なうこと。

ウ　操作は、液晶ディスプレイ（タッチパネル）によって行なうこと。

（２）グループ別呼出表示

ア　グループ設定された計測点をグループ番号呼出にて一括して表示すること。

イ　計測点番号、計測点名称、計測点（状態）、計測単位及び警報設定値を表示すること。

（３）警報点別呼出表示

ア　現在警報発生中の計測点の表示及び過去の警報発生復帰履歴表示の一括呼出表示を行なうこと。

イ　現在警報発生中の計測点表示では、計測点番号、計測点名称、警報（発生日時及び時刻を含む。）、計測値、単位及び警報設定値を表示すること。

ウ　警報発生復帰履歴表示では、計測点番号、計測点名称、警報（発生、復帰日時及び時刻を含む。）、計測値、単位及び警報設定値を表示すること。

（４）自動警報発生表示（アートアラーム表示）

警報発生時には、自動的に警報表示を行なうこと。

（５）バーグラフ表示

ア　温度や圧力等の各計測、監視データについて、バーグラフ表示すること。

イ　表示画面には、タイトル及び日時を表示すること。

ウ　バーグラフ表示では、次の表示を行なうこと。

（ア）計測点番号及び計測点名称

（イ）計測値、計測範囲（上限値、下限値）

（ウ）バー

（エ）常用範囲

（オ）警報設定マーク

（カ）グラフの軸、目盛り及びその単位

（６）インジケータ表示

ア　温度や圧力等の各計測、監視データについて、インジケータ表示すること。

イ　表示画面には、タイトル及び日時を表示すること。

ウ　インジケータ表示では、次の表示を行なうこと。

（ア）計測点番号及び計測点名称

（イ）計測値及びその単位

（ウ）インジケータの軸及びその目盛り

（エ）常用範囲マーク

（オ）警報設定マーク

（カ）指針

（７）設定変更表示

設定変更項目は、次の表示を行なうこと。

ア　年月日と日時

イ　警報設定値及び各種設定値（警報タイマ、常用値等）

ウ　液晶ディスプレイの自動消去時間

エ　初期設定値変更一覧

（８）自己点検機能（システム表示）

ア　以下の自己点検機能を有すること。

（ア）自動点検

以下の不具合を自動的に検出し、補機制御表示盤及び補機状態表示盤の液晶ディスプレイに故障内容を表示すること。

a　CPU異常

各演算処理部のプログラム実行シーケンスが異常になると警報を発報すること。

b　盤内（CPU）温度上昇

盤内（CPU）の温度が設定温度以上になると警報を発報すること。

c　ヒューズ溶断

電源回路のヒューズが溶断すると警報を発報すること。

d　電源切断

本装置に供給されている交流電源又は直流電源が切断すると警報を発報すること。

e　センサ及び入力部異常

センサ又は入力部の異常により入力信号が計測範囲を超えた場合に、その計測点を警報として発報すること。

f　制御モジュール異常

自己診断プログラムにより各モジュールをチェックし、異常があればそのモジュール名称を警報として発報すること。

（イ）手動点検（液晶ディスプレイを除く。）

a　ランプテスト

補機制御表示盤及び補機状態表示盤の各盤のランプテスト押釦を押すことにより、表示灯の断線（ランプ切れ）の有無をテストできること。

b　ブザーテスト

補機制御表示盤及び補機状態表示盤の各盤のブザーテスト押釦を押すことにより、ブザー鳴動の有無をテストできること。

２　制御機能

（１）補機器遠隔発停機能

ア　液晶ディスプレイ画面の操作による対話方式で遠隔発停制御を行なうこと。

イ　遠隔発停の操作画面は、次の補機系統別呼出メニューと９枚の系統別グラフィック画面により構成されること。

ウ　遠隔発停を行なう機器は、次のものとすること。

画面番号	機器名称		台数	制御内容
01	主発電機用	潤滑油ポンプ	4	始動／停止
		冷却清水ポンプ	2	始動／停止
		冷却海水ポンプ	2	始動／停止
		燃料供給ポンプ	2	始動／停止
02	推進電動機用	潤滑油ポンプ	4	始動／停止
		冷却海水ポンプ	2	始動／停止
		スラスト軸受潤滑油ポンプ	4	始動／停止
03	補助発電機始動用	潤滑油プライミングポンプ	2	始動／停止
04	補助発電機		2	始動／停止
	補助発電機	無負荷運転解除	1	解除
05	燃料油清浄機		1	流量の増減
	燃料油汲上ポンプ		1	始動／停止
	燃料油移送ポンプ		1	始動／停止
06	バウスラスタ		1	始動／停止
	バウスラスタ用変節油ポンプ		1	始動／停止
	バウスラスタ用外蓋		1式	左右蓋の開閉
	第1系統油圧ユニット		2	始動／停止
07	造水装置		1	始動／停止
08	推進電動機室	通風機	2	始動／停止
	空気圧縮機室	通風機	2	始動／停止
	主発電機室	通風機	2	始動／停止
	主発電機室パッケージ用	通風機	2	始動／停止

<table>
<tr><td rowspan="3">09</td><td>ビルジ兼バラストポンプ</td><td>1</td><td>始動／停止</td></tr>
<tr><td>雑用兼消火ポンプ</td><td>1</td><td>始動／停止</td></tr>
<tr><td>雑用冷却海水ポンプ</td><td>1</td><td>始動／停止</td></tr>
</table>

（２）補機器自動制御機能

ア　補機器の自動発停

（ア）補機器が自動モードのとき、圧力スイッチ又はレベルスイッチ等の状態を検知し、予め定められたプログラムに従って、補機器の始動器に対して、自動始動指令又は停止指令信号を出力すること。

（イ）自動発停を行なう機器は、次のものとすること。

番号	機器名称	台数	備考
1	補助発電機始動用潤滑油プライミングポンプ	2	
2	潤滑油汲上ポンプ	1	
3	補給水ポンプ	1	
4	クリーンビルジ汲上ポンプ	2	
5	燃料油移送ポンプ	1	
6	雑用清水ポンプ	2	
7	空気圧縮機	2	
8	サニタリーポンプ	2	
9	ハイドロフォーユニット	2	

イ　補機器の自動切換運転

（ア）始動器（補機器）がスタンバイ状態のとき、先発運転中の補機器が、電源を喪失し、又は異常をきたし、正常な運転が困難となった場合には、スタンバイ状態の始動器に対し、自動始動指令信号を出力すると同時に、異常をきたした補機器に対しては、自動停止信号を出力し、補機器の自動切換運転を行なうこと。

（イ）自動運転切換を行なう機器は、次のものとすること。

<table>
<tr><th>番号</th><th colspan="2">機器名称</th><th>台数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="4">主発電機用</td><td>冷却海水ポンプ</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>冷却清水ポンプ</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>燃料油供給ポンプ</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td>潤滑油ポンプ</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">推進電動機　　　潤滑油ポンプ</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">スラスト軸受　　潤滑油ポンプ</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">推進電動機兼軸系冷却海水ポンプ</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td colspan="2">雑用冷却海水ポンプ</td><td>2</td><td></td></tr>
</table>

ウ　補機器の順次始動

（ア）船内電源がブラックアウトし、復電した後に予め定められたプログラムに従って、

補機器の始動器に対し、順次始動指令信号を出力し、機器類の順次始動を行なうこと。

（イ）順次始動を行なう機器は、次のものとすること。

始動時間	機器名称	備考
0　秒	推進電動機　潤滑油ポンプ	
0	スラスト軸受　潤滑油ポンプ	
0	補給水ポンプ	
5	主発電機　冷却海水ポンプ	
5	主発電機　冷却清水ポンプ	
15	右舷主発電機　潤滑油ポンプ	
15	左舷主発電機　潤滑油ポンプ	
20	主発電機　燃料供給ポンプ	
20	推進電動機兼軸系冷却海水ポンプ	
25	雑用冷却海水ポンプ	
25	推進電動機室　クリーンビルジ汲上ポンプ	
25	主発電機室　クリーンビルジ汲上ポンプ	
25	糧食用冷凍装置　冷却海水ポンプ	
30	糧食用冷凍機	
30	主発電機室　通風機	
35	推進電動機室　通風機	
40	主発電機室パッケージ用通風機	
40	補助発電機始動用潤滑油プライミングポンプ	
45	空気圧縮機	
50	燃料油汲上ポンプ	
55	造水装置	
60	ハイドロフォーユニット	
60	サニタリーポンプ	
65	雑用清水ポンプ	

エ　補機器の一時遮断及び再始動

（ア）発電機の負荷が過負荷となった時、発電機の並列運転中に一方の発電機が異常停止し、又はACBがトリップした時に、船内電源を健全な発電機の発電能力まで軽減するために、運転中の非重要補機器を一時遮断（一時停止）し、発電機の負荷が軽減した後、又はスタンバイ発電機が始動し、健全機との並列運転が完了した後に予め定められたプログラムに従って、先に一時遮断した補機器の始動器に対し、始動指令信号を出力し、補機器の再始動運転を行なうこと。

（イ）一時遮断を行なう機器は、次のものとすること。

再始動時間	機器名称	備考

0　　秒	空気圧縮機	
0	主発電機室　　　　　　　通風機	
0	推進電動機室　　　　　　通風機	
5	主発電機室パッケージ用　通風機	
5	燃料油汲上ポンプ	
10	雑用冷却海水ポンプ	
15	雑用清水ポンプ	
20	推進電動機室クリーンビルジ汲上ポンプ	
20	主発電機室クリーンビルジ汲上ポンプ	
20	糧食用冷凍装置　　　　　冷却海水ポンプ	
20	サニタリーポンプ	
25	糧食用冷凍機	
25	第１空調装置　　　　　　送風機	
25	第２空調装置　　　　　　送風機	
30	第１空調装置　　　　　　冷温水循環ポンプ	
30	第２空調装置　　　　　　冷温水循環ポンプ	
30	第１・第２空調装置　　　冷却海水ポンプ	
35	ウォータチリングユニット	

３　警報機能

以下の警報機能を有していること。

（１）液晶ディスプレイによる警報表示

ア　主発電機・推進電動機・補助発電機用補機、バウスラスタ、タンクレベル等の監視を行ない、計測対象の検知器が異常を検出した場合に、補機制御表示盤及び補機状態表示盤の液晶ディスプレイに警報を発報し、警報ブザーを鳴動させること。

イ　本装置内部のシステム異常が発生した場合に、補機制御表示盤及び補機状態表示盤の液晶ディスプレイに警報を発報し、警報ブザーを鳴動させること。

ウ　ローカル入出力ユニット内部のシステム異常が発生した場合に、補機制御表示盤及び補機状態表示盤の盤面上の警報表示灯を点灯させ、警報ブザーを鳴動させること。

エ　警報の表示及び警報ブザーの鳴動は、原則、日本工業規格 JIS F 0412 の規格（CAM2：液晶式一般警報監視、CRA2：液晶式補機トリップ監視）によること。

（２）延長警報表示

警報発生時、一定時間内に補機制御表示盤及び補機状態表示盤において、警報確認がなされなかった場合に、居住区画に装備した延長警報盤及び自動電話交換機にその警報を出力すること。

ア　延長警報のグループ分け

延長警報は、次のグループに分類されたものを延長警報盤及び自動電話交換機に信号を出力すること。

（ア）主発電機原動機危急停止
（イ）主発電機異常
（ウ）推進装置異常
（エ）補助発電機関異常
（オ）補助ボイラ異常
（カ）補機器異常
（キ）主発電機室異常
（ク）試験

イ　延長警報内容
（ア）延長警報盤は、可視可聴警報を発報すること。
（イ）自動電話（現装品を転用）は、延長警報信号により音声警報を発報すること。

（３）有人－無人切換機能

ア　補機制御表示盤の有人－無人切換スイッチの使用方法は、次によること。
（ア）有人時（主に、航海中）
補機制御表示盤付近において、機関科当直者が当直業務に従事しているとき
（イ）無人時（主に、停泊中）
補機制御表示盤付近において、機関科当直者が不在のとき

イ　有人時の警報処理
（ア）警報発生後、1 分以内に補機制御表示盤で警報ブザーを停止し、かつ確認操作がなされた場合には、延長警報信号が出力されないこと。
（イ）警報発生後、1 分以上補機制御表示盤で警報ブザーが鳴動し、かつ確認操作がなされなかった場合には、延長警報信号が出力されること。
（ウ）補機制御表示盤で警報ブザーを停止し、かつ確認操作がなされた場合には、操舵室、機関管理室及び機側の警報ブザーが停止し、警報が確認されること。
（エ）有人時に補機状態表示盤で警報ブザーを停止した場合、補機状態表示盤の警報ブザーのみが停止し、補機制御表示盤の警報ブザーは停止しないこと。また、この時、補機状態表示盤の確認操作が無効となること。

ウ　無人時の警報処理
（ア）警報が発生すると、補機状態表示盤の警報が発報すると同時に、延長警報盤及び自動電話交換機に延長警報信号が出力されること。
（イ）無人時、補機制御表示盤の警報ブザー機能は、無機能化されること。（警報ブザーが鳴動しないこと。）また、この時、補機制御表示盤の確認操作が無効となること。
（ウ）補機状態表示盤で警報ブザーを停止し、確認操作がなされた場合には、補機状態表示盤の警報ブザーのみが停止し、警報が確認されること。

第４章　周囲条件

他の項で定めのある場合を除き、次の周囲条件で、正常に作動するものであること。

１　温度　　0～50℃

２　湿度　　90％以下（ただし、結露しない。）

３　動揺　　22.5 度　周期 6 秒

４　傾斜　　横 15 度　縦 10 度

５　振動　　 1～10Hz までは片振幅 1.5mm

10～60Hz までは片振幅〔150／（振動数）^{2}〕mm

第５章　塗装

本装置の塗装は、次の方法又はこれと同等以上の方法により実施すること。なお、外面塗装は、マンセル記号 2.5G7/2 とすること。

１　表面処理　　化学処理

２　下地処理　　ウォッシュプライマ　1 回

３　下地塗装　　メラミンアルキド樹脂プライマ　1 回

４　上塗塗装　　メラミン上塗 2 回、焼付塗装

第６章　図書

１　協議用図書

本装置の納入業者は、別紙１「提出図書一覧表」の協議用図書 2 部を船舶課長に提出し、協議しなければならない。

２　完成図書

（１）本装置の納入業者は、別紙１「提出図書一覧表」の完成図書を本装置納入後すみやかに船舶課長及び本船船長に各 1 部提出すること。

（２）完成図書は、綴り毎に一貫番号を付し、長期保存及び輸送に耐えられる箱に収め、各箱の内側に番号及び図書名称を添付すること。

（３）完成図書を電子化し、CD-R 等に収めたもの 1 部及び別途指示する図書については紙図面として印刷のうえ指示する部数を船舶課長に提出すること。なお、記録される各ファイルには、船舶課長が指示するパスワードを付し、セキュリティの確保を図るものとし、記録の形式、記録媒体については、船舶課長の指示を受けること。

（４）電子化する図書の目録は、別途作成し、記録媒体にて提出すること。

別図　概略系統図

補機制御表示装置

別紙１

提出図書一覧表

図書名称	協議用図書	完成図書
機器仕様書	○	○
組立外形図	○	○
外線系統図（機器間結線図を含む。）	○	○
構成部品表	○	○
銘板一覧表	○	○
予備品及び要具表	○	○
工場試験方案	○	-
工場試験成績書（実測重量表を含む。）	-	○
取扱説明書（トラブルシュートを含む。）	○	○
据付調整要領書	○	-
機器サービス体制一覧表	○	○
工事材料表	○	-

注１　図書は、調達数量の如何にかかわらず、同一内容の図書は第６章の部数のみ提出すればよい。

２　各図書は、適宜数種類のものを１枚にまとめ、また、１種類のものを複数枚に分けても差し支えない。

３　各図書は、原則として日本語表記とすること。